



Title	『許舒博士所輯 廣東宗族契據彙錄（上・下）』を読んで：清末民国期の立戸・税契・過割
Author(s)	片山, 剛
Citation	センター通信. 1991, 31, p. 4-15
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/27165
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

『許舒博士所輯・廣東宗族契據彙録』(上・下)を読んで

——清末民国期の立戸・税契・過割——

かた やま つよし
片 山 剛

(1) はじめに

本書は、東洋学文献センター叢刊のひとつとして、香港政庁の高官で、著名な歴史学者でもある許舒(J.W.ヘイズ)博士が収集された、清末民国期の広東省珠江デルタにおける、土地の売買等に関する民間文書・官方文書等、総計292件を内容別に分類整理し、句読点を施して刊行された史料集である。上冊が1987年に、下冊が88年に刊行されている。ヘイズ博士、ならびに貴重文書を利用しやすい形に編集し、かつ読者の便のために序言・付録・解題を著わして下さった編者の方々のご努力に、まず感謝申し上げたい。

土地の売買文書という史料には、例えば、その地域で生活している人々の姓名が、売買の当事者として登場する。広東の場合、土地売買文書から、売買の当事者である売主・買主の姓名だけでなく、時にはこれら当事者が所属する図・甲・戸¹⁾に関するデータを得ることができる。これらのデータを、関係する族譜などの史料と照らし合わせると、契拠上では売主となっている人が契約締結時にはすでに死亡していたり、また、戸名が数十年、

数百年間不変であったりすることを発見^註、かような事実が当たり前であることの社会構造的要因について、推測を重ねる作業を始めることになる。契抛に登場する売主・買主は果たして売買当時に実在している必要があるのか、また、戸の社会的実体は何であるのか？ 歴史研究の場合には、このレベルの問題から煮詰めていく必要が本当はある。その意味で、本書に収録されている契抛類は、この基礎的問題に解答を与えてくれる貴重な史料なのである。

本書は、清末民国期の珠江デルタにおける、土地売買等に関連する多数の契抛を包括的に収録・整理したものとしては、まさに世界で唯一のものであり、当時の珠江デルタにおける社会慣行や、官庁での事務手続きを知るうえで貴重な文書を含んでいる。本稿では、主として20世紀初頭以降の官庁、とくに県署での立戸・税契・過割に関する諸手続きについて、本書所収の文書を用いて考察を加えたいと考えている。そこで、本書、ならびに本稿で使用される土地売買に関連する用語について、あらかじめ簡単な説明をしておきたい。「税契」とは、土地の売買等において、官庁に契税を納入して契抛に官印を受ける手続きである。これを経た契抛が紅契であり、経ていない契抛が白契である。「過割」（「過戸」、「推収」ともいう）とは、土地税である錢糧の負担名義を変更する手続きである。清末民国期の広東では、「実徵冊」（「徵冊」、「征冊」ともいう課税台帳）上における負担名義の最小単位は「戸」（総戸と子戸の別がある）、あるいは「爪」「柱」と呼ばれるものであった。私はこれらをまとめて納糧戸と呼んでいる。「立戸」とは、納糧戸の設立をいう。「執照」とは、官庁から発行される許可書、証明書類である。

さて、土地売買が行なわれた場合、制度的には、①売買当事者間での契抛作成→②官庁での税契手続き（官印を受けて紅契となる）→③官庁での過割手続き、という順序で推移することになっている。そして、以上の手続きが済んで、はじめて錢糧の負担名義が売主から買主になり、以後は買主のもとへ錢糧の納入通知書（「易知由單」）が来ることになる。

ところで、清代の珠江デルタでは、「過割せず」という現象が普遍的に存在していた。つまり、上記③の手続きがあまり行なわれていなかった。また、「戸名不変」という現象も普遍的で、総戸の中には数百年にわたって戸名が全く変わらないものがあった²⁾。つまり、立戸手続きもほとんど行なわれていなかった。ところが、清中葉以降、とりわけ清末から民国期にかけ、上記現象も一定程度存続していたが、次第に、過割や立戸（とくに子戸の設立）が増加する傾向がみられるのである³⁾。

しかし、過割や立戸が、官庁（直接的には県署）において、実際にどのように行なわれるのかについては、史料不足もありほとんど考察されてこなかった。この点は、広東省以外の地域についても言い得ることである。税契手続きについては、中国の他地域を対象に、契尾・断売契紙といった、税契手続きの際に発給される文書を利用して、比較的研究がなされているものの、立戸・過割については、官が発給する立戸・過割の文書に即した研究は不十分なのである。

本書には、少ないながらも立戸・過割に関係する文書が収録されている。そこで本稿では、立戸・過割を行なう際、県署（具体的には東莞県署）において、どの部門が、どのよ

うな文書を発給し、各文書はどのような役割をもっているか、に焦点をあわせて考察していきたい。県署における実際の事務システムがどうであったかを知ることは、前述の現象が存続していく、あるいは減少していく理由を考えるうえで、ひとつの基礎的前提を提供すると考えられるからである。

(2) 立戸・過割文書の種類と役割

表1は、本書所収の立戸・過割手続きに関係する文書と、これら各文書に関連する白契・紅契等とを整理したものである。最初に、東莞県県長（あるいはその代理）が「爲給照事」と題して発行しているA文書5件を検討しよう。各文書の発行年次、人名等に相違はあるが、文書の形式・内容はほぼ同一である。例えば、№41は、張亮采の立戸申請に対し、東莞県県長代理（「署理東莞県事」）が、その申請を許可した「執照」（許可書）である。

張亮采の申請の概略は次の如くである。彼は広東清佃総局から官田⁴⁾を購入する時に、「〔東莞県〕十都一図八甲張祖若戸」の戸名を用いた。しかし、徴冊上に、張祖若戸の戸名が記載されていないため、過割して錢糧を納入することができない。そこで、東莞県県長に対し、十都一図八甲に、新たに張祖若戸を立てることを許可してもらい、同時に、県長から房（庫房を指す）に対し、張祖若戸を徴冊に編入（すなわち過割）して錢糧を納入できるように命令してもらいたい、と申請した。そして、東莞県県長代理は、この申請を許可するに当たり、「帖もて庫房に付し⁵⁾、立戸編徴せしむるを除くの外、合（まさ）に執照を給すべし」と述べている。すなわち、張亮采に許可書を発行すると同時に、県署内の庫房に対しても、張祖若戸を立てて徴冊に編入することを命令する「帖」形式の文書を発行

表1：本書中の立戸・過割関係文書

	大字横書の文書名	本文冒頭の題名	本書中の文書№									
A	記載なし	「爲給照事」	41	42	43	44			178			
B	“付庫房推収”	「爲推収稅敝事」					106					
C	“業戸知照”	「爲推収稅敝事」					105	(177)*	179	180	207	
D	記載なし	「本年奉帖准立新収」							184 185d			
E	“買主収照”	「爲稅敝事」						(182)*	185e	181	206	
関係する白契							8	169 170	167 168	164 165 166	202	
関係する紅契等			36			40 82	19 30	175	174	173	205	

※ 空欄は該当する文書がないことを示す。

* 註31、参照。

しているのである。

なお、No.41～43からは、光緒30年（1904）における、東莞県の立戸・過割担当部門が庫房であること、No.44・178からは、民国10年（1921）と民国23年（1934）におけるそれが編籍股であること、が判明する。

以上から、「爲給照事」と題されたA文書は、直接には新戸（あるいは新柱⁶⁾）の設立申請に対する、県長の申請許可書であることがわかる⁷⁾。そして、この許可書の申請者への発行と同時に、県長から庫房（光緒期）、あるいは編籍股（民国期）に対し、新戸の設立とそれともなう過割を命令した「帖」文書が、別個に発行されることが判明する。

次に、B・C・Eの各文書を相互に対比しながら、各文書の性格を検討していきたい。「付庫房推収」という横書き文書名を持ち、「爲推収稅畝事」と題されたB文書はNo.106⁸⁾の1件のみである。「業戸知照」という横書き文書名を持ち、「爲推収稅畝事」と題されたC文書は、No.105をはじめとして5件ある。ここで、No.105とNo.106とは、対象となる土地・売主・買主、さらに契紙番号が同一であり、また、関連する紅契であるNo.19を参照することでもでき、対比に便利であるので、この両者を比較してみよう。第一に、No.105・106には、ともに紅契No.19の契紙番号「宙字第四號」が記載されているから、いずれも税契手続きの完了に関連して発給された文書であることがわかる。第二に、No.105・106は、ともに「爲推収稅畝事」の題名をもち、本文の形式・内容もほぼ同じであるが、横書文書名分の「業戸知照」と「付庫房推収」とが、大きく異なっている。つまり同一内容の事柄を、異なる対象に向けて（「業戸知照」が業戸＝買主を対象としていることは明白）発給されたものであることがわかる。

以上の点をふまえ、文書名の「付庫房推収」（「庫房に付して推収せしむ」）という語の意味を検討しよう。まず、庫房とは、A文書の考察でみたように、光緒年間における立戸・過割を担当する県署内の部門である。次に、「付」には、県署内において、房から房へ、あるいは県長から房へ文書を交付する意味がある⁹⁾。すなわち「付庫房推収」の意味は、税契担当部門の房（あるいは県長）から庫房に対し、過割推収することを指示・命令することと考えられる。したがって、題名の「爲推収稅畝事」とは、過割が終了したことを意味せず、これからなすべき事として、過割（と「稅畝」）を指示・命令していると解釈すべきであろう¹⁰⁾。なお、この文書は庫房に向けて発給されるものであるが、税契担当部門の房、あるいは県長から庫房に対して直接に渡されるのではなく、業戸＝買主を媒介して渡される、と考えられる¹¹⁾。

「業戸知照」については、横書き文書名が「買主収照」（題名は「爲稅畝事」）となっているE文書とも対比したうえで、その性格を考えることにしたい。ここでは、比較の便宜のために、契紙番号が同一であるNo.180の「業戸知照」とNo.181の「買主収照」との対比を行なう¹²⁾。形式・内容ともにほぼ同じであるが、No.181「買主収照」には「照稅科則、編造民国二四年分糧冊、合給執照爲據。須至執照者」（税の科則に照らし、民国二四年分の糧冊を編造すれば、合に執照を給して據と爲すべし。須く執照をうる者に至るべし）の字句が追加されている。No.206の「買主収照」にも、この字句（ただし、年次は異なる）がある¹³⁾。したがって、「買主収照」とは、庫房・編籍股が買主に発給する、過割手続き

完了の証明書であることがわかる。“買主収照”という語は、買主の推収完了の証明書という意味であろうか。また、題名の「爲稅畝事」とは、「稅畝」が、畝(=所有する土地)に錢糧を課税する意味であるから、過割が完了したので、今後は錢糧を納入せよ、と指示・命令しているのである。

さて、No180を始めとするすべての“業戸知照”には、“買主収照”にある「照稅科則、編造民二四年分糧冊、給執照爲據。須至執照者」のような字句がない。したがって、過割完了を証明する文書ではない。そして、“付庫房推収”の題名「爲推収稅畝事」の意味は上記の如くであり、また、「知照」という語は、下級機関、あるいは人民に通知する意味であるから、「爲推収稅畝事」の題をもつ“業戸知照”は、稅契担当部門が業戸=買主に対して発給する、稅契手続きは完了したから次は過割(して錢糧を納入)せよ、と指示・命令した通知書ということになろう。

参考のために、他の史料を調べてみると、『清代廣東各県征收雜錄』¹⁴⁾の「第六節 雜稅 第一款 契稅」に、宣統年間(1909~1911)の広東省陽山県における稅契手続きの規則、ならびに手続き完了後に発給される三連の文書の雛型が掲載されている。これによると、まず、稅契手続きは、県署内の戸司の典房で行なわれていることがわかる。次に、三連になっている文書の各々の横書き文書名は、右から順に“買主執照”“總書知照”“売主執照”と並んでおり、題名はすべて「爲推収稅畝事」となっている。このうち“總書知照”は、文書名から、まず、総書¹⁵⁾に対する通知書であることがわかり、次に、本文中に「合行飭撥爲此票給總書。遵照推収。毋錯。」とあるから、総書に対して過割を指示・命令するものであることがわかる。“買主執照”“売主執照”の内容も、稅契手続きの完了を証明する(この意味で“執照”である)とともに、次の過割手続きを指示する内容を含んでいる。すなわち、陽山県においても、稅契手続き完了の際に、稅契担当の部門(戸司典房)から、買主と売主、そして過割を行なう書吏(総書)に対して、次の過割手続きを指示・命令する文書が発給されていることを確認できるのである。なお、この三種類の文書は、三連になっているので、稅契手続きを行なった買主に三種類全部が渡され、“売主執照”は買主から売主へ、“總書知照”は、過割の際に買主から総書へ渡されると考えられる。

最後に、「本年奉帖准立新収」の書出しで始まるD文書No184・185d¹⁶⁾の2件について検討したい。2件とも本文が不鮮明であるため、不分明な点もあるが、書出しに、「帖」を受け取り(「奉帖」)、立戸(「立」)して新たに過割する(「新収」)とあり、また、No185dは、文書そのものがNo185eの“買主収照”と一体になっているから、県長より「立戸編征」すべき旨の「帖」を受け取った編籍股が、立戸・過割した時に、買主に対し発給した立戸・過割手続き完了を意味する文書、と考えられる。No185で「本年奉帖准立新収」と“買主収照”とが一体になっているのは、編籍股が、「本年奉帖准立新収」を発給する際に、過割の完了のみを証明する“買主収照”も発給するからであろう。

以上をまとめると、東莞県の場合、稅契から過割完了まで、次のようなシステムで行なわれていたことがわかる。①契抛を持って稅契担当部門¹⁷⁾に赴き、契稅を納入して紅契の発給を受ける。同時に、過割手続きを指示・命令した“業戸知照”と“付庫房推収”¹⁸⁾と

を受け取る→②“業戸知照”と“付庫房推収”¹⁹⁾とを持って、過割担当部門（光緒期は庫房、民国期は編輯股）に赴き，“付庫房推収”を渡して過割を行ない，“買主収照”の発給を受ける。

なお、新たに戸を設立する場合については、次の（３）で検討することにした。

（３）立戸・税契・過割の連関性

（２）では、清末民国期の立戸・税契・過割に関し、各場面で発行・発給される官方文書の種類とその役割について検討した。（３）では、これら文書に対する具体的分析によって垣間見える、税契手続きと過割手続き、さらには立戸手続きとの連関性を考察することにした。

東莞県五都十一図九甲の戸長黎福安堂の丁である黎炳華は、東莞県十三都七図五甲の戸長梁永興の丁である梁包遠と梁亜女（以下、「梁包遠等」と略す）から、土地を購入した。黎炳華の土地購入ならびに官庁への諸手続き関係の文書を、ほぼ年月の順に整理したのが表２である。

A文書のNo.178は、東莞県県長が、黎炳華の立戸要請を許可した文書である。No.178によると、黎炳華の申請の概略は以下の如くである。すなわち、彼は今まで戸籍²⁰⁾を持っていなかった。そして、梁包遠等から土地を購入する際に、彼は五都十一図九甲に「付居」しているので、その図甲を「権借」し（便宜的に借り）²¹⁾、黎福安堂の戸名を契拠に書きこんで購入した。しかし、征冊にはもともと黎福安堂の戸名が載っていないので、過割をすることができない。そこで、契単（契税を支払ってある断売紅契）を貼りつけて提出し、

表２：黎炳華の梁包遠等からの土地購入関係文書表

文書の種類	文書No.	作成・発給の日付	買主黎炳華に関する記述・その他
A	178	民国23年12月18日	黎福安堂戸の設立申請に対する東莞県の承認
白契	167 168	民国24年 1月18日 民国24年 1月18日	「黎炳華」 「五都十一図九甲戸長黎福安堂丁黎炳華」
紅契の白契部分 *	174a	No.168と完全に同じ	No.168と完全に同じ
紅契の契紙部分 *	174b	民国24年 2月 日	契紙番号「朝字56号」を発給
B “付庫房推収”	無し		
C “業戸知照”	179	民国24年 2月 日	契紙番号「朝字56号」に対応したもの
D	184 185d	民国24年 月 日 民国24年 月 日	
E “買主収照”	185e	民国24年 月 日	（不鮮明部分多い）

※ 白契・紅契以外の文書の種類は、表１の分類による。

* 註24、参照。

黎福安堂戸の設立を許可してもらい、税額通超過割して完糧できるようにしたい、と申請したのである。そして県長は、許可に当たり、「帖」形式の文書を編籍股に発行して立戸・編征させるが、黎炳華にもこの執照を発行〔して立戸承認の証明と〕するので、ただちに規定に照らし、契（紅契）を持参して²²⁾ 編籍股に赴き過割せよ、と述べている。まず、東莞県五都十一図九甲の黎福安堂戸は、既存の戸ではなく、民国23（1934）年12月18日²³⁾ に、東莞県から正式にその設立が認められたものであることを確認しておこう。

さて、表2には、民国24年1月18日付の白契と紅契の白契部分が、No.167・168・174白²⁴⁾ と、合わせて3件あり、民国24年2月付の紅契の契紙部分がNo.174契の1件ある。No.178に黎炳華は「契単を貼りつけて提出」した、とある。したがって、表2に整理した文書の発行日付が正確であるとすれば、前の「貼りつけて提出」されたという紅契は、No.174の紅契とは別物ということになる。また、購入の際に黎福安堂戸を書き込んだ契拋というのも、No.167・168・174白とは別物ということになる²⁵⁾。つまり、立戸が承認されたのちに、改めて3件の契拋を作成し、このうちのNo.174白を提出して、もう一度紅契の発給を受けたことになる。何故に改めて契拋を作成し、そして紅契を再申請したのであろうか。この問題を考える糸口として、表2の白契・紅契の内容を検討することにした。

3件の白契と紅契の白契部分とは、内容はほぼ同じであるが、買主についての記載に大きな相違がある。No.167は買主について、たんに「黎炳華」と記載するだけであるが、No.168は「五都十一図九甲の戸長黎福安堂〔戸〕の丁である黎炳華」と、黎炳華が所属する図甲・戸名を記載している。そして、紅契を申請する際に使用したのは、No.168と完全に内容が同一のNo.174白であった。2回目の紅契申請にあたり、なぜNo.167ではなく、No.168と内容が同一のNo.174白を用いたのであろうか。No.174白には「五都十一図九甲の戸長黎福

表3：黎桂英の黄明楽堂からの土地購入関係文書表

文書の種類	文書No.	作成・発給の日付	買主黎桂英に関する記述・その他
A	無し		
白契	164 165 166	民国20年12月 日 民国23年12月22日 民国23年12月 日	「五都十一図九甲戸長黎福安堂丁黎桂英」 「黎桂英」 「黎桂英」
紅契の白契部分 *	173白	民国23年12月 日	「五都十一図九甲戸長黎福安堂丁黎桂英」
紅契の契紙部分 *	173契	民国24年 2月 日	契紙番号「朝字55号」を発給
B “付庫房推收”	無し		
C “業戸知照”	180	民国24年 2月 日	契紙番号「朝字55号」に対応したもの
D	無し		
E “買主收照”	181	民国24年 2月 日	契紙番号「朝字55号」に対応したもの

※ 白契・紅契以外の文書の種類は、表1の分類による。

* 註24、参照。

安堂〔戸〕』という図甲・戸名の表示がある点が、ひとつの鍵になりそうである。この問題を、他の事例も考え合わせながら検討していこう。

さて、黎桂英も同じく「五都十一図九甲の戸長黎福安堂」の戸名を使用し、東莞県十二都四図五甲の戸長黃亜敬の丁である黃明樂堂から土地を購入している。黎桂英の土地購入ならびに官庁への諸手続き関係の文書を整理したものが、表3である²⁶⁾。

白契と紅契の白契部分とで4件あり、その内容はほぼ同じであるが、4件の間に、作成年月の早晚と、買主黎桂英が所属する図甲・戸名の表示の有無との2点について相違がある。すなわち、No.164の作成は民国20年12月であり、これには「五都十一図九甲戸長黎福安堂丁黎桂英」の記載がある。No.165は民国23年12月22日、No.166は民国23年12月であり、この2件にはNo.164のような図甲・戸名の記載は無い。No.173白は作成が民国23年12月で、No.165・166と同じ時期であるが、この2件と異なり、「五都十一図九甲戸長黎福安堂丁黎桂英」と図甲・戸名の記載がある。ここでも紅契申請に当たり、なぜNo.164・165・166ではなく、No.173白が紅契申請の際に用いられたのかという疑問が生じる。

まず、契拠作成の日付の問題から考えよう。民国24年2月に発給されたNo.173契は、廣東省政府財政庁発行にかかるものであるが、そこに「広東現行契稅章呈」が引用され、①土地購入後六ヵ月以内に契稅手続きをすること、②期限を過ぎても手続きをしなかった場合、他人が告発すれば章呈に照らして処罰し、本人自らが申し出れば罰金を徴収する、等が述べられている²⁷⁾。したがって、No.164を提出すると罰金をとられることになり、この理由からNo.164が提出されなかったことが推測できる。そして、No.164が提出できないので、契稅章呈に合わせるべく、民国23年12月に改めて契拠が作成されたのであろう²⁸⁾。次に、日付の面では問題のない3件のうち、なぜNo.173白が紅契申請時に使われたのかを検討しよう。上述の如く、3件の中でNo.173白には黎桂英の所属図甲・戸名の表示がある。この点は、黎炳華の2度目の紅契申請の場合と同様である。

さて、本書所収の他の紅契を調べてみると、紅契の白契部分に、買主の所属図甲・戸名が表示されていないものがかなり多数あることに気づく。つまり、紅契の発給を受けるためだけならば、必ずしも買主の図甲・戸名の表示は必要ではないことが判明するのである²⁹⁾。したがって、図甲・戸名表示のある契拠をわざわざ作成して紅契申請するのは、紅契申請以外の目的があり、しかも、その目的が紅契申請を媒介としないと遂行できない性質のものだからであること、これが推測できよう。

ここで、紅契発給の“場”は、紅契発給のみでなく、次の過割手続きのための指示・命令のB・C両文書を発給する“場”でもあったことを想起こしたい。表1に挙げたB・C文書と、それに関係する紅契(表1に表示)とを対比検討した結果、次の事実が判明した。すなわち、No.105・106には図甲・戸名が記載されていないが、この2件の文書に係する紅契のNo.19白にも図甲・戸名の表示がないこと³⁰⁾。一方、No.105・106以外のC文書には、すべて図甲・戸名が記載されており、各々に関係する紅契の白契部分にも図甲・戸名の表示があること³¹⁾、である。ここから、紅契申請に用いる契拠に、買主の図甲・戸名の表示が有るか無いか、これがB・C文書に買主の図甲・戸名が記載されるか否かを規定する、という推測が出てこよう。

ところで、図甲・戸名表示のないB・C文書（および紅契）を庫房・編籍股に持参した場合、果たして庫房・編籍股は過割を行なったのであろうか。この点については、過割に関する史料不足ではっきりとしたことはわからないが、過割に必要な情報は不十分であり、庫房・編籍股が過割を拒否したとしてもおかしくはなかろう³²⁾。そうであるなら、過割を行なうためには、紅契申請時に、図甲・戸名表示のある契拠を提出し、図甲・戸名表示のあるB・C文書を獲得する必要がある、と言えよう。

税契手続きと、過割手続きとは、各々の県署内事務担当部門が異なっている点、税契手続きの“場”では、過割に必要な図甲・戸名の表示には無関心である点、そして、税契手続きだけを行なって、過割手続きをしないこともある点（例えば、No105・106の事例など）、等から考えれば、この二つの手続きの間には、必ずしも一貫性のある有機的な連関があるわけではない³³⁾。しかし、手続きの進行順序としては深く連関しており、税契手続きなしには、過割を行なうために必要な書類を得ることができないのである。

最後に、立戸と税契・過割との連関について考えておきたい。黎炳華が立戸の許可を得た際に、県長は、黎炳華にA文書を、編籍股に立戸と過割とを命令した「帖」文書を発行している。にもかかわらず、黎炳華は2度目の紅契申請を行ない、No179のC文書（およびB文書）を獲得しようとした。したがって、立戸と過割とを同時に行なう場合、A文書と「帖」文書だけでは不十分であること、また、すでに税契手続きを行ない、紅契を持っていたとしても³⁴⁾、再度税契手続きを行なって税契担当部門が発給する新しいB・C文書を獲得する必要があること、が推測できる。すなわち、立戸・税契・過割の諸手続きの進行順序も深く連関しており、手続きの順序は次のようではなくてはならない。①県長から立戸の許可³⁵⁾を得てA文書を受け取る→②税契担当部門で税契手続きを行ない、B・C文書を受け取る→③A文書（および「帖」文書³⁶⁾）とB・C文書とを持参し、編籍股（あるいは庫房）で立戸と過割の手続きを行なう。

本稿では、本書収録文書の一部を用い、そこから窺える清末民国期の官庁における立戸・税契・過割の諸手続きの相互連関について、多少実証不足の点もあるが、私なりの推測を述べさせていただいた。本書収録の資料を、地方志・族譜・所謂地方（じかた）文書などとともに利用・分析すれば、当時の珠江デルタ社会、およびその官庁との間の関係の実態に関して、大きな果実を得ることが可能であろう。私自身を含め、本書を用いた成果が今後多数発表されることを期待して、擱筆することにした。

註

- 1：珠江デルタの場合、明初に施行された里甲制が、同族的結合を基礎とする地縁結合によって、清末民国期まで維持され、図甲制と呼ばれていた。そして、土地所有者は、いずれかの図・甲・戸に所属して（某県某図某甲某戸の某丁、などと表わす）、錢糧を納入することになっていた。註2、参照。なお、清末民国期の変化については、本書中の田仲一成氏「解題一」を参照されたい。
- 2：かような現象が存続する社会構造的な理由は、図甲制（里甲制の特殊存続形態）が、同族的結合を基礎とする地縁結合によって維持されていたことである。拙稿「清代広東省珠江デルタの図

- 甲制について」（『東洋学報』63-3・4, 1982年）等、参照。
- 3：この点については、1987年深圳の「国際清代区域社会経済学術討論会」で口頭発表を行なったことがあるが、まだ文章化していない。なお、土地売買が行なわれたからといって、必ずしも税契手続きが行なわれるわけではないことに留意しておきたい。
- 4：官田とは、無主の未墾地、または人民から没収して官有にした土地を指す。珠江デルタでは、その多くは、珠江の土沙が堆積してきた沙田である。広東清佃総局は、これら沙田を丈量のうえ人民に払い下げる機関である。
- 5：「帖」について、『福惠全書』巻四、蒞任部に、「帖の式」の説明があり、小畑行簡は、「下屬に催取するには帖を用ふ」と訓訳している。つまり、屬下に対し、遲滞している処理を速やかに行なうよう督促する場合の文書形式である。
- 6：No.44・178によると、民国期には「准立戸柱」という字句を用いて立戸を請願している。「柱」は、戸と同じ意味の場合と、戸のひとつ下のレベルの錢糧負担単位の場合とがある。
- 7：この意味で、No.41～44の仮の標題を「承買官田執照」とするのは不適当で、後述のD文書に対応させて、「准立新取執照」とした方が良いと考える。No.178の標題も、「執照」の前に「准立新取」を付加した方が良いであろう。
- 8：No.106本文一行目の「府州府」は「廣州府」の誤りであろう。
- 9：「付」について、『福惠全書』巻四、蒞任部に、「付子の式」の説明があり、小畑行簡は、「付子」を「いいつけ」と訓じたりえて、「交受の事件は付子を用ふ。此、房が房に付するに係はる。或は印官（県長）の付を用ふること有り」と訓訳している。
- 10：したがって、No.106の標題は「東莞県向庫房所給推收税款付子」とした方が良い。
- 11：この理由、ならびにNo.106が、本来、庫房の手元に入るべきものでありながら、買主（＝張輯善堂）の手元に残ったことの原因については、註30を参照されたい。
- 12：No.180の契紙番号は「朝字55号」である。No.181の契紙番号は「□字55号」であり、不鮮明な部分があるが、どちらもNo.173の紅契が対象としている土地購入に関係するものであり、No.181の契紙番号も「朝字55号」と考えて間違いあるまい。
- 13：No.182・185e（註16、参照）の「買主執照」では、この字句の部分が不鮮明であり、この字句を確認できない。また、No.181・206の文末には、契紙番号とは別の番号が記載されている。これは、過割完了を記録するための番号であろう。
- 14：宣統年刊。広州市孫中山文献館蔵。なお、書名は所蔵機関による命名である。本書の第一葉には「度支科行政 卷一」と書かれてあり、宣統年間の広東省政府度支科の執筆によるものと考えられる。
- 15：陽山県の総書については不分明であるが、一般に、徵冊を管理し、過割や錢糧徵収に従事することが多い。
- 16：No.185には、DとEの2種類の文書が含まれており、Dの方をNo.185d、Eの方をNo.185e、と仮に区別しておく。また、No.184とNo.185dとは、全く同一の文書と思われる。何故に同一の文書が二件も発給されたのかは不明である。
- 17：東莞県の税契担当部門の具体的名称は不明である。
- 18：「付庫房推收」は光緒期の文書名であり、民国期に編籍股に向けて発給される文書名は不明である。
- 19：紅契も持参すると思われる。
- 20：ここに言う戸籍とは、錢糧納入のための「戸」＝納糧戸を意味すると考えられる。
- 21：「付居」と「權借」の意味については不分明な所がある。五都十一図九甲の総戸を黎姓以外の

- 他の同族が有しており、黎姓はこれまでその下にあつて、子戸すら持っていなかった、という可能性もある。
- 22: 「規定に照らし、契を持参せよ」と言っているが、この「契」は、発給された執照ではなく、紅契を指すと考えられる。「規定に照らし」は「遵照」を訳したもののだが、過割に関する規定は、未見である。
- 23: なお、黎福安堂戸が正式に徹冊上に記載・設立されたのは、No.181から、民国24年2月であつた事が判明する。
- 24: 紅契全体のうち、売買の当事者側が記載する部分を、本稿では、紅契の白契部分と呼び、断売契紙など官側の記載に係る部分を契紙部分と呼ぶことにする。また、例えば、No.174紅契の白契部分をNo.174白と、契紙部分をNo.174契と略すことにする。
- 25: つまり、No.178が発給される民国23年12月18日以前に、土地売買がなされ、別の契拠が作成され、別の紅契が発給されていたのである。
- 26: なお、No.180の標題中の「業戸黎炳華」は「業戸黎桂英」の誤りであろう。黎桂英の場合、黎炳華の立戸申請により、黎福安堂戸の設立許可が出されたのちに、税契手続きを行ない、過割を行なっている。
- 27: 処罰・罰款についての具体的内容は、ここには記載されていない。他の紅契の断売契紙にも、その当時の契税章量が掲載されている。なお、No.264は、民国20年7月発給に係る、期限後に本人自ら申し出て税契した時の罰金の領収書である。
- 28: つまり、実際の売買は民国20年12月（あるいはそれ以前）に行なわれた、と推測できる。黎桂英は、この時点ですでに黎福安堂戸を用いていたが、先に述べた如く、この戸はこの時点では官からまだ正式に承認されていない。なお、民国20年12月の契拠作成から民国24年の紅契発給までの間に、黎炳華のように、すでに一度紅契の発給を受けているかどうかは不明である。また、3年間も立戸・過割を行なわなかった理由に就いては、これだけの資料では判然としない。なお、民国20年12月から民国24年2月の過割完了までの間は、錢糧を売主の戸、すなわち黄垂敬戸を通じて納入していた、と考えられる。
- 29: 断売契紙には、売主側の図甲・戸名を表示する箇所はあっても、買主側の図甲・戸名を表示する箇所がないことは、この点を象徴的に示している。つまり、紅契の白契部分に買主側の図甲・戸名が表示されていなければ、紅契全体として、買主の図甲・戸名を表示する箇所はない。この点は、税契手続きが買主の所属図甲・戸名に、究極的には過割に無関心であることを示している。
- 30: 本来庫房の手元に入るはずのNo.106「付庫房推収」が買主の手元に残っているのは、①「付庫房推収」は直接庫房に渡されるのではなく、買主を媒介として渡されることになっている、②しかし、買主が過割に赴かなかったため、そのまま買主の手元に残った、と推測できる。過割しなかった理由が、過割をする気が元々なかったためか、図甲・戸名表示のあるB・C文書の発給を新たに受けるのが煩瑣だったためか、その理由は確定しがたい。
- 31: 表1の第6番目の柱に整理した各文書（No.177～175）の間には、買主＝業戸の姓名に、黎炳華・黎炳義・黎炳肅と若干の相違があり、購入金額に60元と125元の食違いがある。しかし、所属の図甲・戸名、土名、税の科則、契紙番号、等で共通性がある。なんらかの手違い、あるいは故意の意図により、上記の相違ができたが、同一の土地に対する、同一の人物あるいはその血縁者に係る文書と考えて、同じ柱にまとめた。
- 32: 田仲一成氏は「解題一」で、清末から民国期にかけて、戸と丁の表示に混乱が起きてきたことを指摘している。ここで興味深いことは、紅契の契紙部分や官田執照への記入については、上記の混乱が多く見られるが、少なくとも本書所収のB・C・D・E文書への記入に関しては、上記

混乱がないことである。ここから、戸と丁の区別に対し、過割手続きがいかに厳格であるかを窺うことができよう。

33：このことは、従来の研究がすでに指摘している。

34：黎炳華の場合、以前に紅契の発給を受けている。そして、No.178を読むかぎり、その紅契の白契部分には図甲・戸名表示があったと推測できる。したがって、その時に受け取ったB・C文書にも図甲・戸名表示があったはずである。それにもかかわらず再度紅契の発給を申請して、新しいB・C文書を獲得しなくてはならなかった。これは、用いた戸＝黎福安堂戸がまだ徴冊に記載されていない戸であったため、一度目のB・C文書による過割が、編籍股によって拒否されたからであろう。そこで黎炳華は県に立戸を要請することになった、と考えられる。

35：5件のA文書をみると、いずれの場合も、立戸の申請者は、立戸の当為を示すために、すでに保有している紅契、あるいは官田執照を挙げている。これから判断するなら、立戸申請する以前に、すでに一度税契等の手続きを行なっていなくてはならぬことになる。つまり、民田の買主の場合には、過割完了までに二度税契手続きをしなくてはならないのである。

36：県長が庫房・編籍股に向けて発行する「帖」は、県長から直接に庫房・編籍股へ渡されるのか、それとも立戸申請者を媒介として渡されるのか、不明である。“付庫房推収”が買主を媒介として庫房・編籍股に渡されることからすれば、立戸申請者を媒介とする可能性はある。

補註：No.8等に登場する「張静軒」は、本書下冊の付録26頁の註4より、遅くとも道光年間には死亡していたことがわかる。しかしNo.8では、死亡後50年を経た光緒30年の売却側の当事者として登場している。戸名については、後述、ならびに田仲一成氏「解題一」、参照。

(大阪大学文学部助教授)